ACSES ニュースレター_２０５５号（2021 年 3 月 15 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（14 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(自転車、携帯電話機(スマートフォン))〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[大災害対策]
・局地激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令について〈農林水産省〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・ 次亜塩素酸水の販売事業者 3 社に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉
◇大学等関係
・世界の大学　対面再開探る〈新聞報道〉
[3] 食品安全衛生関係
◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（厚生労働省告示第 70 号）〈官報〉
◇ドイツからの家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
[4] 温暖化対策関係
◇動画『気候危機時代を生き抜く「気候変動×防災」戦略』の公開について〈環境省〉
[5] 調査、公募、意見募集等
[公募結果、意見募集結果]　１件
[6] その他省庁発表　　３件
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　13 件　　[開催記録、報告、資料等]　３件
[8] 海外の化学物質管理情報
〇国際：２件　〇欧州：６件　〇米国：２件　〇カナダ：５件　〇韓国：１件
〇オーストラリア：５件
[9] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件
[付録]
◇インターネットで購入した製品での事故〈製品評価技術基盤機構〉

蓬（ヨモギ）

****

[1] *化学物質関係事故、事件関係*

◇*その他の事故、事件*

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2021 年 3 月 11 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023408/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210311_1.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：43 件

うち重大事故等として通知された事案：23 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2021 年 3 月 11 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023409/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210311_02.pdf

1.事故情報(食中毒情報を除く。)：３件、2.リコール・自主回収情報:13 件、3.食中毒情報：４件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(自転車、携帯電話機(スマートフォン))

＜消費者庁　2021 年 3 月 12 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023431/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210312_01.pdf

特記事項:

・キャノンデール・ジャパン株式会社が輸入した自転車のリコール(無償修理)

・株式会社 UPQ(現 株式会社 Cerevo)が輸入した携帯電話機(スマートフォン)のリコール(無償製品交換)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：３件

（うちガスこんろ（都市ガス用）１件、屋外式（ＲＦ式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）１件、石油温風暖房機（開放式）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：10 件

（うち送風機１件、液晶ディスプレイモニター１件、ヘアドライヤー１件、照明器具（投光器、ソーラー充電式）１件、電気炊飯器１件、温水洗浄便座１件、インターホン（モニターテレビ付）１件、換気扇（トイレ用）１件、自転車１件、携帯電話機（スマートフォン）１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：６件

（うち電気カーペット２件、電動アシスト自転車１件、電動工具（ドリル、充電式）１件、ＡＣアダプター１件、電気掃除機（充電式、スティック型）１件）

□*大災害、原発事故対策*

[大災害対策]

・局地激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令について

＜農林水産省　2021 年 3 月 12 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunsyo/saigai/210312.html

令和２年等に発生した特定地域の災害を局地激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置を指定する政令が、本日、閣議決定されましたのでお知らせします。

1.政令の概要

令和２年等に発生した災害（令和元年以前に発生し令和２年に終息した災害を含む。）による市町村の農地・農業用施設、林道及び公共土木施設（農林水産省関係では漁港）の査定額が局地激甚災害指定基準に適合したため、局地激甚災害に指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置を指定するものです。局地激甚災害の対象となる区域と適用すべき措置は、添付資料を御覧ください。

2.適用すべき措置の概要

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚災害法第５条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。(過去５か年平均 農地：83.6 パーセント→96.3 パーセント、農業用施設：93.2 パーセント→98.4 パーセント、林道：81.8 パーセント→92.2 パーセント)

(2) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第３条、第４条）

公共土木施設等（農林水産省関係では漁港）の災害復旧事業等について、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担

法」等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。(過去5か年平均 70パーセント→83パーセント)
(3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第24条）
災害復旧事業の対象とならない小災害復旧事業※について地方債を起債した場合、普通地方交付税の基準財政需要額に算入する元利償還金の算入率を引上げします。(元利償還金の算入率：47.5パーセント～85.5パーセント→ 100パーセント)
（※1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満のもの）
3.今後の予定
令和3年3月17日（水曜日）公布・施行
（参考）激甚災害制度の概要
激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助の嵩上げ等、地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。
その指定には、全国的に大きな被害をもたらした災害を指定する場合（本激）と、局地的な災害によって大きな復旧費用が必要となった市町村を単位として指定する場合（局地激甚災害）の2つがあります。
＜添付資料＞
令和2年等局地激甚災害及び適用措置
https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunsyo/saigai/attach/pdf/210312-2.pdf
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港・海港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2021年3月13日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00244.html
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年3月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17366.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和3年3月13日版）
＜厚生労働省　2021年3月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17365.html
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(3月12日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2021年3月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17364.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和3年3月12日版）
＜厚生労働省　2021年3月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17356.html
---

[対策・予防]

◇省庁発表

・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（６指標）を更新しました。
＜厚生労働省　2021年3月12日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021年3月12日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
・「水際対策に係る新たな措置について」更新しました
＜厚生労働省　2021年3月12日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・検査証明書の提示について掲載しました。

＜厚生労働省　2021 年 3 月 12 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html
・新型コロナワクチンの接種実績
＜厚生労働省　2021 年 3 月 12 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_sesshujisseki.html
・「受診・相談センター/診療・検査医療機関等」について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 3 月 12 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou.html
・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 3 月 12 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 3 月 12 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jihikensa_00001.html
・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System on COVID-19
＜厚生労働省　2021 年 3 月 12 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html
・第４回新型コロナワクチン自治体説明会資料
＜厚生労働省　2021 年 3 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17343.html

・タイ、アストラゼネカ製ワクチンの接種中止
＜AFP＝時事　2021 年 3 月 12 日＞　https://www.afpbb.com/articles/-/3336417

・**次亜塩素酸水の販売事業者 3 社に対する景品表示法に基づく措置命令について**
＜消費者庁　2021 年 3 月 11 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023388/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210311_01.pdf
消費者庁は、令和 3 年 3 月 10 日及び同月 11 日、次亜塩素酸水の販売事業者 3 社に対し、3 社が供給する次亜塩素酸水に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第 5 条第 1 号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。
１ 違反行為者の概要（1）３社の概要　　―省略―
２ 措置命令の概要（1）対象商品

番号	事業者名	対象商品
1	株式会社ＯＴＯＧＩＮＯ（以下「ＯＴＯＧＩＮＯ」という。）	「ＯＸ ＭＩＳＴ」と称する商品
2	株式会社マトフアー・ジヤパン（以下「マトフアー・ジヤパン」という。）	「微弱酸性次亜塩素酸水 アクアトロン□ ＭＡＴＦＥＲ ＪＡＰＡＮ」と称する商品
3	株式会社遊笑（以下「遊笑」という。）	「コロバスター」と称する商品

(2) 対象表示
ア 表示の概要
(ｱ) 表示媒体　　別表１「表示媒体」欄記載の表示媒体
(ｲ) 表示期間　　別表１「表示期間」欄記載の期間
(ｳ) 表示内容
a 有効塩素濃度に係る表示（別紙１－１ないし別紙１－３）
３社は、それぞれ、別表２－１ないし別表２－３「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、対象商品における有効塩素濃度は、それぞれ、同欄記載の濃度であるかのように示す表示をしていた。
b 除菌効果に係る表示

(a) ＯＴＯＧＩＮＯ（別紙１－１）

ＯＴＯＧＩＮＯは、別表３－１「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、対象商品を使用することで、対象商品の内容物に接した菌及びウイルスが瞬時に９９．９パーセント除菌及び除去される効果があるかのように示す表示をしていた。

(b) マトフアー・ジヤパン（別紙１－２）

マトフアー・ジヤパンは、別表３－２「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、対象商品を使用することで、対象商品の内容物に接した新型コロナウイルスを２０秒で９９．９９パーセント不活性化する効果があるかのように示す表示をしていた。

(c) 遊笑（別紙２）遊笑は、別表３－３「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、対象商品を使用することで、対象商品の内容物に接した菌が瞬時に９９パーセント除菌される効果があるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

(ｱ) 有効塩素濃度に係る表示

対象商品における有効塩素濃度は、それぞれ、別表２－１ないし別表２－３「表示内容」欄記載の濃度を大幅に下回るものであった。

(ｲ) 除菌効果に係る表示

前記ア (ｳ) ｂの表示について、消費者庁は、景品表示法第７条第２項の規定に基づき、３社に対し、それぞれ、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ＯＴＯＧＩＮＯ及びマトフアー・ジヤパンから資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

(3) 命令の概要

ア (ｱ) 前記(2)ア(ｳ) a の表示は、前記(2)イ(ｱ)のとおりであって、各対象商品の内容について、それぞれ、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

(ｲ) 前記(2)ア(ｳ) ｂの表示は、それぞれ、各対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ (ｱ) 今後、前記(2)ア (ｳ) a 及び前記(2)イ(ｱ)と同様の表示を行わないこと。

(ｲ) 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)ア (ｳ) ｂと同様の表示を行わないこと。

◇大学等関係

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(3/12 更新)

＜大学プレスセンター　2021 年 3 月 12 日＞

https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(3/8 更新)

＜大学プレスセンター　2021 年 3 月 8 日＞

https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・世界の大学　対面再開探る

＜日経新聞　2021 年 3 月 9 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGKKZO69787340Z00C21A3EA2000/

英：学生の検査体制整備

米：秋から完全実施多く

世界の大学が新型コロナウイルス禍の下での対面授業の本格的な再開を探っている。8 日に対面授業を一部再開した英国はクラスター発生を防ぐために学生らへの検査徹底に力を入れる。米国では政府が全国民へのワクチンを 5 月末までに確保すると約束したのを受け、秋からの完全対面授業への移行計画を打ち出す大学が相次いでい

る。
英国は8日から首都ロンドンがあるイングランドで大学の対面授業を約3カ月ぶりに一部再開した。ロックダウン(都市封鎖)緩和の第1弾との位置づけだ。
　英国では2020年秋の新学期スタート時、大学が授業料収入を目当てに強引に対面授業を再開。学内でクラスター発生が相次ぎ、わずか1週間で1万人近くの学生が感染するなど混乱した。
その反省から英政府は今回、学生に対してキャンパスへ戻る際にコロナ検査を受けることを推奨。再開後も大学側と連携して短時間で検査結果が出る「ラテラルフロー」検査を、学生と大学スタッフに週2回実施することなどを求める。
変異型にも対応
英国の理工系名門大のインペリアル・カレッジ・ロンドンでは大学側が無症状の学生やスタッフにも無料でPCR検査を提供。主に同大の医学部などの修士課程を終えた卒業生が同大の感染症学部の施設で検体を分析する。感染が広がる変異ウイルスも察知できる。
慎重な大学も少なくない。社会科学系の名門大、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスは、21年夏の今年度終了まで必修援業と課題、試験をすべてオンラインで実施すると決定。英教育サイトstudent Crowdによると、2月26日時点で英国の大学のうち授業が「オンラインのみ」は91%に達した。
米国ではバイデン米大統領が５月末までに国民全体へ行き渡るワクチンを確保できると表明したことなどを受け、21年秋に始まる新学期から完全対面授業を計画する大学が増えている。
公立の名門、ウィスコンシン大学は「変異ウイルスの流行などの状況次第だが、秋の新学期には完全対面授業を開始したい」(エド・サイデル学長)と表明。８月23日の始業日の６週間前までに教員らがワクチン接種することを義務付ける。
オハイオ州立大学は秋からの完全対面授業計画で、学生寮の再開は１人か２人部屋のみに限定し、入寮時には全員にコロナ検査を義務付ける。多数の学生が受講する講座は少人数のクラスごとに分割して密集を避ける。
対面授業の早期再開は学生の教育環境の格差解消の面からも求められている。英教育慈善団体のサトン・トラストによると、20年11月の調査では学生の10人に1人が大学の授業や課題に対応するインターネット環境が不十分で、22%は十分な学習スペースもなかった。
オシライン授業でも対面と同額の学費負担への不満も学生の間で広がる。学費の返金を求める英議会サイトを通じたオンライン嘆願書は35万以上の署名を集めた。
日本の新年度も
日本の大学も、21年度は対面授業が増えそうだ。近畿大は８日、新学期は原則全ての授業で対面を実施する方針を発表した。受講人数の多い共通科目などでは一部でオンデマンド授業を導入。新入生や保護者に自宅のインターネット環境を整ーえるよう呼びかけている。
早稲田大は１月、21年度は対面授業の割合を７割まで上げることを目指すと公表した。感染拡大状況などが著しく悪化した場合は、オンライン中心も検討する。
日本の大学は入試が３月末まで続く。21年度の授業形態について検討中の大学も少なくない。対面拡大を求めてきた文部科学省は４日付で「十分感染対策を講じた上で対面授業を行うなど学生本位の教育活動」を実施するよう通知。今後、全国の大学を対象に授業形態の調査もする。
海外大学の対面授業再開を巡る主な動き

英国	８日からイングランドで対面再会
米国	21年秋の新学期からの完全対面へ計画発表相次ぐ
フィリピン	２月から医療関連に限定して対面再会を許可
中国	授業再開を３月１日から中下旬に延期の大学も
韓国	オンライン授業への不満などで休学増加も

（注）地元メディア報道などから

・友人と学食、入学しても叶わず　寂しかった大学生の１年

＜朝日新聞　2021 年 3 月 13 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP3F3TVNP2JUTIL011.html
****
[3] ***食品安全衛生関係***
◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（厚生労働省告示第 70 号）
［官報］　令和 3 年 3 月 12 日　本紙　第 450 号　3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210312/20210312h00450/20210312h004500003f.html
---
◇ドイツからの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2021 年 3 月 12 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210312_3.html
****
[4] ***温暖化対策関係***
◇動画『気候危機時代を生き抜く「気候変動×防災」戦略』の公開について
＜環境省　2021 年 3 月 12 日＞　http://www.env.go.jp/press/109222.html
****
[5] ***調査、公募、意見募集等***
[公募結果、意見募集結果]
◇令和３年度環境研究総合推進費における新規課題の採択決定について
＜環境省　2021 年 3 月 11 日＞　https://www.env.go.jp/press/109276.html
****
[6] ***その他省庁発表***
◇「世界消費者権利デー」を迎えるに当たって
＜消費者庁　2021 年 3 月 12 日＞　https://www.caa.go.jp/about_us/minister/inoue_message_003/
世界消費者権利デー：3 月 15 日
今年のテーマ：「プラスチック汚染問題への取組(Tackling Plastic Pollution)」

◇令和 3 年度の戦略目標及び研究開発目標の決定について
＜文部科学省　2021 年 3 月 11 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afzUacwWwfkFhXbI

◇令和 3 年度の戦略的創造研究推進事業の戦略目標等の決定について
＜文部科学省　2021 年 3 月 12 日＞　https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2020/mext_00051.html
****
[7] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]
・第 29 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会の開催について　　３月 19 日、Web 会議
＜環境省　2021 年 3 月 11 日＞　https://www.env.go.jp/press/109293.html
（１）高濃度 PCB 廃棄物処理の進捗状況について
（２）高濃度 PCB の掘り起こし調査の進捗状況等について
（３）低濃度 PCB 廃棄物の処理促進に向けた取組について
（４）PCB 廃棄物の適正処理の更なる推進に係る論点について
（５）高濃度 PCB 廃棄物処理施設の解体・撤去の進め方について
（６）その他
・令和２年度第１回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会の開催について
３月 17 日、Web 会議
＜環境省　2021 年 3 月 11 日＞　https://www.env.go.jp/press/109330.html
（１）神奈川県平塚市における地下水モニタリング調査等について

（２）茨城県神栖市における地下水モニタリング調査について
（３）その他
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会　（令和２年度）　　３月 22 日、 Web 会議
＜厚生労働省　2021 年 3 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195341_00002.html
（１）　令和２年食中毒発生状況について
（２）　令和２年に発生した食中毒事件について
（３）　その他
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会議事概要　　3 月 11 日
＜厚生労働省　2021 年 3 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17334.html
（１）食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について
（２）その他
・持続可能な開発に関するアジア太平洋フォーラムサイドイベント「カーボンニュートラル：アジア太平地域の未来～脱炭素移行への貢献～」の開催について　　３月 23 日、オンライン開催
＜環境省　2021 年 3 月 11 日＞　https://www.env.go.jp/press/109292.html
・小泉環境大臣による「国・地方脱炭素実現会議における地域脱炭素ロードマップ策定に係るヒアリング（第４回)」の開催について　　３月 19 日
＜環境省　2021 年 3 月 12 日＞　http://www.env.go.jp/press/109209.html
・薬事・食品衛生審議会　薬事分科会を開催します　　３月 25 日、Ｗｅｂ会議
＜厚生労働省　2021 年 3 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17166.html
公開案件
〔審議事項〕
１．薬事分科会における確認事項の改正について
〔報告事項〕
１．プログラム医療機器調査会の設置について
２．血液事業部会について
非公開案件
〔報告事項〕
１．各部会からの報告
・薬事・食品衛生審議会　医療機器・再生医療等製品安全対策部会（ペーパーレス）を開催します
　　３月 25 日、Ｗｅｂ会議
＜厚生労働省　2021 年 3 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17163.html
・薬事・食品衛生審議会　指定薬物部会を開催します　　３月 12 日、非公開
＜厚生労働省　2021 年 3 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17066.html
・薬事・食品衛生審議会（指定薬物部会）
＜厚生労働省　2021 年 3 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127874.html
・業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会第１３回バイオ利用評価ワーキンググループ
　　3 月 26 日、電話会議
＜経済産業省　2021 年 3 月 11 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/38305
　　カルタヘナ法第１３条第１項の規定に基づく確認申請の審査
・産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 産業保安基本制度小委員会（第２回）
　　3 月 18 日、オンライン開催
＜経済産業省　2021 年 3 月 11 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/38326
　　スマート保安の促進に向けた取組、気候変動問題への保安規制面からの対応
・教育データの利活用に関する有識者会議（第５回）の開催について【WEB 会議】
＜文部科学省　2021 年 3 月 11 日＞
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/158/kaisai/mext_00004.html
---

[開催記録、報告、資料等]

・第 96 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（議事録）　　2 月 16 日
＜厚生労働省　2021 年 3 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17362.html
（１）労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案の要綱等について（諮問）
（２）その他
・第 52 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和２年度第 12 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　　2 月 26 日、WEB 会議 、
＜厚生労働省　2021 年 3 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17300.html
・第 28 回　食品衛生管理に関する技術検討会 資料　　3 月 12 日
＜厚生労働省　2021 年 3 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17317.html
１）食品等事業者団体が策定した衛生管理計画手引書案の確認
　・委託給食事業者（HACCP の考えを取り入れた衛生管理）
　・ホテル事業における調理（HACCP の考えを取り入れた衛生管理）
　・学校給食米飯の製造（HACCP の考え方を取り入れた衛生管理）
２）その他
****

[8] ***海外の化学物質管理情報***　＜NITE 化学物質管理関連情報 第 525 号 2021 年 3 月 10 日　から＞

〇国際

・Substitution of hazardous chemicals
＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年 3 月 2 日＞
http://www.oecd.org/env/ehs/testing/substitution-of-hazardous-chemicals.htm
OECD は、より安全な代替化学物質の特定と選択についての重要な考慮事項に関するガイダンスを発表した。このガイダンスは、化学物質の置換に焦点を当て、より安全な代替物を選択するための一般的なアプローチと基準に関する合意形成を目的としている。
Guidance on Key Considerations for the Identification and Selection of Safer Chemical Alternatives (Series on Risk Management No. 60) →
http://www.oecd.org/chemicalsafety/risk-management/guidance-on-key-considerations-for-the-identification-and-selection-of-safer-chemical-alternatives.pdf
・Webinar Series on Testing and Assessment Methodologies
＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年 3 月 2 日＞
http://www.oecd.org/env/ehs/testing/webinars-on-testing-and-assessment-methodologies.htm
OECD は、2021/2/25 に開催した Web セミナーで、試験ガイドライン No. 318：シミュレートされた環境媒体中のナノマテリアルの分散安定性とそれに付随するガイダンス文書の適用範囲、内容、および使用を発表しているが、そのプレゼンテーション資料を掲載した。

〇欧州

・Commission Implementing Regulation (EU) 2021/364 of 26 February 2021 approving active chlorine generated from sodium chloride by electrolysis as an active substance for use in biocidal products of product-type 1
＜欧州委員会(EC)　2021 年 3 月 1 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0364&qid=1614643103586
欧州委員会（DG SANTE）は、欧州殺生物性製品規則（EU）No 528/2012 に基づく製品型 1 の殺生物性製品に使用される活性物質として塩化ナトリウムから電気分解により生成される活性塩素を承認する 2021/2/26 付け欧州委員会施行規則（EU）2021/364 を官報公示した。この規則は官報公示の 20 日後に発効する。
・Commission Implementing Regulation (EU) 2021/365 of 26 February 2021 approving active chlorine released from hypochlorous acid as an active substance for use in biocidal products of product-type 1
＜欧州委員会(EC)　2021 年 3 月 1 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0365&qid=1614643103586

欧州委員会（DG SANTE）は、欧州殺生物性製品規則（EU）No 528/2012 に基づく製品型 1 の殺生物性製品に使用される活性物質として次亜塩素酸から放出される活性塩素を承認する 2021/2/26 付け欧州委員会施行規則（EU）2021/365 を官報公示した。この規則は官報公示の 20 日後に発効する。

・Mercury - review of EU law

＜欧州委員会(EC)　2021 年 3 月 5 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12924-Mercury-review-of-EU-law

EU では、ほとんどの製品で水銀の使用が制限されているが、欧州委員会は EU における水銀の使用、特に歯科用アマルガムや、ランプや測定装置などの特定の他の水銀添加製品、およびそれらの国際貿易をさらに制限することに焦点を当てるイニシアチブに対する意見募集を開始した。意見提出は 2021/4/2 まで。

・Guidance on CLP

- Guidance on harmonised information relating to health emergency response - Annex VIII to CLP

- Guidance on labelling and packaging in accordance with Regulation (EC) 1272/2008

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 3 月 2 日＞

https://www.echa.europa.eu/guidance-documents/guidance-on-clp?utm_source=echa.europa.eu&utm_medium=display&utm_campaign=customer insight&utm_content=homepage-howto

ECHA は、緊急時の健康対応に関連する調和化された情報（CLP 規則附属書 VIII）ガイダンス Version 4.0、および CLP 規則に準拠した表示と包装に関するガイダンス Version 4.2 を公開した。

- Guidance on harmonised information relating to emergency health response - Annex VIII to CLP (Version 4.0)
→

https://www.echa.europa.eu/documents/10162/13643/guidance_on_annex_viii_to_clp_en.pdf/412c5874-f8ec-cf52-fe1e-2fbe08fe2d11

- Guidance on labelling and packaging in accordance with Regulation (EC) No 1272/2008 (Version 4.2)
→

https://www.echa.europa.eu/documents/10162/23036412/clp_labelling_en.pdf/89628d94-573a-4024-86cc-0b4052a74d65

・ECHA Weekly - 3 March 2021

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 3 月 3 日＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-3-march-2021

ECHA は ECHA Weekly の 2021/3/3 版を掲載した。

・欧州化学物質庁（ECHA）が公表している REACH 規則に基づく認可対象候補の高懸念物質（SVHC）リスト（2021 年 1 月 19 日現在、全 211 物質）の仮訳を掲載しました。

＜化学物質国際対応ネットワーク　2021 年 3 月 10 日＞　http://chemical-net.env.go.jp/regu_eu.html#A8

〇米国

・Announcement of Final Regulatory Determinations for Contaminants on the Fourth Drinking Water Contaminant Candidate List

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 3 月 3 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/03/03/2021-04184/announcement-of-final-regulatory-determinations-for-contaminants-on-the-fourth-drinking-water

EPA は、安全飲料水法(SDWA)に基づき、第 4 次飲料水汚染物質候補リストに記載されている 109 の汚染物質の内、8 物質についての最終の規制決定を官報公示した。具体的には、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とペルフルオロオクタン酸（PFOA）を規制し、1,1-ジクロロエタン、アセトクロール、臭化メチル（ブロモメタン）、メトラクロール、ニトロベンゼン、および Royal Demolition Explosive（RDX；トリメチレントリニトラミン）を規制しないという最終決定を下している。司法審査のため、この公示文書における規制しないという決定は 2021/3/3 付けで発効する。

・EPA Releases Testing Data Showing PFAS Contamination from Fluorinated Containers

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021/03/05＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-releases-testing-data-showing-pfas-contamination-fluorinated-containers
EPA は、フッ素化された容器からの PFAS 汚染を示すデータを公開した。フッ素化された容器で包装され販売された蚊駆除製品から検出された PFAS に関連した新しい試験データを利用可能とし、PFAS に関連するリスクに対処することが優先事項であると説明している。

〇カナダ

・Aliphatic Amines Group
＜カナダ　2021 年 3 月 6 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/aliphatic-amines-group.html
カナダ政府は、化学物質管理計画（CMP）に基づき、短鎖および長鎖の脂肪族アミングループのスクリーニング評価案を公開し、2021/5/5 まで 60 日間の意見募集を開始した。また DPDAB を含む長鎖の脂肪族アミンに対するリスク管理範囲についても意見募集が開始されている。
カナダ官報 → https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-03-06/html/notice-avis-eng.html#na1
・Benzotriazoles and Benzothiazoles Group
＜カナダ　2021 年 3 月 6 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/benzotriazoles-benzothiazoles-group.html
カナダ政府は、化学物質管理計画（CMP）に基づき、ベンゾトリアゾール・グループおよびベンゾチアゾール・グループのスクリーニング評価案を公開し、2021/5/5 まで 60 日間の意見募集を開始した。また 2-メルカプトベンゾチアゾール（MBT）およびその前駆体に対するリスク管理範囲についても意見募集が開始されている。
カナダ官報 → https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-03-06/html/notice-avis-eng.html#na2
・Hexamethylenetetramines Group
＜カナダ　2021 年 3 月 6 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/hexamethylenetetramines-group.html
カナダ政府は、化学物質管理計画（CMP）に基づき、ヘキサメチレンテトラミン・グループのスクリーニング評価案を公開し、2021/5/5 まで 60 日間の意見募集を開始した。物質グループがカナダ環境保護法（CEPA 1999）第 64 条の一つ以上の基準に合致することから、物質グループの特定の物質に対するリスク管理範囲についても意見募集が開始されている。
カナダ官報 → https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-03-06/html/notice-avis-eng.html#nb1
・Chlorhexidine and its salts
＜カナダ　2021 年 3 月 6 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/other-chemical-substances-interest/chlorhexidine-salts.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、Chlorhexidine およびその塩のスクリーニング評価の結果、物質群がカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の一つ以上の基準に合致することから、物質群を CEPA 1999 の附属書 1(有毒物質リスト）に追加する提案命令を公示し、2021/5/5 まで 60 日間の意見募集を行うことを発表した。
カナダ官報 → https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-03-06/html/reg3-eng.html
・Science approach documents
＜カナダ　2021 年 3 月 6 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/science-approach-documents.html
カナダ政府は、生物活性曝露率（the Bioactivity Exposure Ratio）についての科学的アプローチ文書（SciAD)「優先

順位設定とリスク評価における応用」を公開し、2021/5/5 まで 60 日間の意見募集を行うことを発表した。
カナダ官報 → https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-03-06/html/notice-avis-eng.html#nb4

○韓国

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/KOR/948
＜韓国　2021 年 3 月 1 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/170655?FromAllNotifications=True
韓国の国家技術標準院（KATS）は、安全基準への準拠の対象となる消費者製品(草案)を WTO/TBT 通報した。この草案は、感熱紙中のビスフェノール A の濃度を 0.02 重量%未満でなければならないとするもので、この通報への意見提出は 2021/4/30 まで。
WTO/TBT 通報文書（韓国語）
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/KOR/21_1554_00_x.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/KOR/21_1554_01_x.pdf
---

○オーストラリア

・New guidance and dedicated section on pre-introduction reports
＜オーストラリア　2021 年 3 月 1 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/new-guidance-and-dedicated-section-pre-introduction-reports
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品のオーストラリアにおける製造または輸入(導入)の事前導入レポート（PIR）を容易に見つけることができるように新しいガイダンスと専用セクションを公開した。
Pre-introduction reports-reported category
→
https://www.industrialchemicals.gov.au/business/reporting-and-record-keeping-obligations/pre-introduction-reports
・Varying pre-introduction reports
＜オーストラリア　2021 年 3 月 2 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/varying-pre-introduction-reports
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、企業が化学品の導入をやめる場合または事前導入報告書(PIR)の条件に従って化学品を使用しなくなった場合には、企業は PIR を変更しなければならないが、AICIS ビジネスサービスを介して PIR を変更できるようになったと案内している。
・Variation of Inventory listing following revocation of CBI approval - 3 March 2021
＜オーストラリア　2021 年 3 月 3 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/variation-inventory-listing-following-revocation-cbi-approval-3-march-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、秘密企業情報（CBI）として扱われる工業化学品の名称承認が取り消されたことから、2 物質のインベントリ情報を変更した。
・New application: early variation of an inventory listing
＜オーストラリア　2021 年 3 月 4 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/new-application-early-variation-inventory-listing
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、企業の化学品の審査証明書が 5 年未満で、その化学品がインベントリにリストされている場合には、企業は審査証明書の条件を化学品のインベントリに含めるように申請できると案内している。
early variation に関する案内
→

https://www.industrialchemicals.gov.au/business/listing-inventory/apply-early-inclusion-your-certificate-terms-inventory-listing-early-variation

・Extra guidance on the categorisation of fluorinated chemicals

＜オーストラリア　2021 年 3 月 5 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/extra-guidance-categorisation-fluorinated-chemicals

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、フッ素化化学品をオーストラリアで製造または輸入(導入)する場合の追加ガイダンスを公開した。フッ素化化学品の導入カテゴリーに関するガイダンス

→

https://www.industrialchemicals.gov.au/help-and-guides/extra-resources-help-you-categorise-your-introduction/categorisation-fluorinated-chemicals

****

[13] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・新潟県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 48 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について

＜環境省　2021 年 3 月 11 日＞　https://www.env.go.jp/press/109329.html

・栃木県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陽性について（野鳥国内 58 例目）

http://www.env.go.jp/press/109343.html

・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 40、45 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について

＜環境省　2021 年 3 月 12 日＞　http://www.env.go.jp/press/109336.html

・宮崎県都城市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内 51 例目）に係る搬出制限の解除について

＜農林水産省　2021 年 3 月 13 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210313.html

・千葉県旭市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 43 例目）に係る移動制限の解除について

＜農林水産省　2021 年 3 月 13 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210312.html

****

[付録]

◇**インターネットで購入した製品での事故**

＜製品評価技術基盤機構　2021 年 3 月 9 日＞

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2020fy/vol376_210309.html

【事例 1】

2 週間前にネット通販で購入したモバイルバッテリーを鞄に入れていたところ発煙し、周辺を焼損した。

→バッテリーの品質が悪く、鞄に入れて運んでいる際にバッテリーが内部ショートして異常発熱し、焼損したものと考えられる。インターネットモールで購入したものだが、中国の製造事業者名しか記載されておらず、販売店の電話番号などは不明であった。

【事例 2】

ネット通販で購入したバッテリーパックを充電式掃除機に装着して充電していたところ出火し、製品と周辺を焼損した。

→非純正品のバッテリーパックに、正常に充電されているかを検知する回路がない構造であったため、バッテリーパックが過剰に充電された状態になり、異常発熱し、焼損したものと考えられる。

【事例 3】

自転車で走行中、前輪がロックして転倒、頭部を負傷した。

→当該自転車は、七分組（ハンドルやペダルなどが取り付けられていない状態）で販売されていた。前カゴを固定するための部品（底ステー）が購入時に仮止めの状態で取り付けられており、使用者は前カゴを使用しないにも関わらず、底ステーだけを付けたまま使用したことにより、底ステーが走行中に前輪に接触し、前輪がロックしたものと考えられる。

なお、取扱説明書に付属の前カゴを使用しない場合は、取り外す旨の記載がなかった。

～～～